

計画はこちらから



市の現状や課題、認知症や障がいについて知り「安気に暮らせるまち」をみんなで作っていきましょう。

この計画は、
①利用者がメリットを実感できる
制度運用
②権利擁護支援の地域連携の仕組みづくり
③制度の理解促進と適正な運用の3つを基本方針の柱にし、国の成年後見制度利用促進計画を基に、市の現状や課題を踏まえ、策定しました。

成年後見制度利用促進基本計画

安気に暮らすために

問 高齢福祉課

社会には認知症や障がい、心の病などによってさまざまな生活場面で意思決定ができない人がいます。そういった家族や友人が身近にいたとしたら、私たちにできることは何でしょう。

市は、今年の1月から権利擁護センターを設置するとともに、成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。誰もが住み慣れた場所で安気に暮らしていけるよう、この機会に権利擁護について考えてみませんか。



利用できる制度の紹介やどのようにすると良いかなどを一緒に考えます

介護保険制度
日常生活自立支援事業
成年後見制度
生活困窮者自立支援制度
障害者 虐待防止法
高齢者
障害者総合支援法

相談内容に合った専門の職員が手助けします



可児市権利擁護センター

☎⑥21111

月～金曜日(祝日、年末年始除く)
午前8時30分～午後5時15分

総合窓口 高齢福祉課福祉政策係

専用窓口 高齢者 高齢福祉課 高齢者支援係
生活困窮 福祉支援課 生活支援係
障がい者 // 障がい福祉係

そんな時は相談してください

困っていることはありませんか？

お金の管理が上手くできない
必要な時にお金がない



生活のために必要なサービスが
選べない、手続きできない、
説明されてもわからない



怒鳴られる、叩かれる、
食事が不十分



自分の年金が自分の
ために使われていない



頼れる親族がいない
もしもの時、支えてくれる人を
決めておきたい



障がいのある
子どもの将来が不安



可児市ふるさと広報大使 塚本明里さん

筋痛性脳脊髄炎、繊維筋痛症、脳脊髄液減少症という3つの難病と闘いながら、タレント・モデル活動を行う。



昨年12月に「岐阜県ヘルプマーク普及啓発大使」に就任

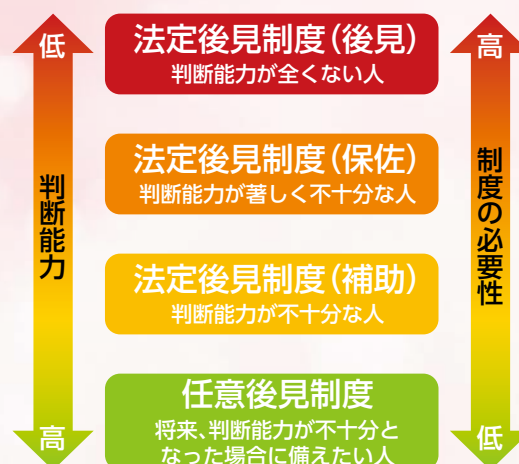


4月4日に東京五輪聖火ランナーとして車いすに乗って聖火をつなげます



私たちは毎日、たくさんの方のことを自分で決めて生活しています。それは自分の権利を擁護していることに他なりません。何かがあっただけでそんな当たり前の判断ができなくなったりするとき。また、既に自分の思うことを上手く伝えることができず、自分らしく生活できないとき。そんなときは権利擁護センターに相談して専門家の助けを借りることができそうです。きつとあなたの思いを大切にしながら、どうしたら良いのかを一緒に考えてくれますよ。それが皆さんが住み慣れた場所で安気に暮らせる「権利擁護」になるのではないのでしょうか。

成年後見制度利用の目安



成年後見制度とは
認知症や知的・精神の障がいなどにより判断能力が不十分なため、法律行為における意思決定が困難な人について、その判断能力を補い、その人の財産などの権利を擁護するための制度です。
後見人は本人の意思決定を支援する目的で財産を管理したり、介護サービスの契約を結んだり、意図せず結んでしまった不利益な契約を取り消したりできます。
法定後見制度
すでに判断能力が不十分な人に、家庭裁判所が後見人などを選任します。
任意後見制度
将来判断能力が不十分となった場合に備えて、公正証書で後見人や支援して欲しいことをあらかじめ決めておきます。